

第5章 振 動

第1節 振動の現況

振動公害は、事業活動等によって発生する地盤振動が家屋に伝わり、その中にいる人がその振動を直接感じたり、戸、障子等が鳴るため振動を間接的に感じるなど感覚的なものですが、壁のひび割れ、かわらの破損等直接的被害を伴う場合もあります。発生源としては、工場・事業場、工事業、道路交通などさまざまですが、騒音の発生源と重複するものが多くなっています。

平成13年度における本県の振動苦情件数は、11件であり、発生源別にみると表3-5-1のとおりです。

表3-5-1 振動の発生源別苦情件数（平成13年度）

発 生 源	件 数	割 合（％）
工 場 ・ 事 業 場	0	0.0
工 事 業	3	27.3
道 路 交 通	0	0.0
そ の 他	8	72.7
計	11	100.0

第2節 振動の防止対策

振動規制法では、工場・事業場振動、建設作業振動及び道路交通振動について規制が行われており、規制地域の指定及び規制基準の設定を知事（宮崎市の規制地域の指定については、宮崎市長）が行い、指定地域内の規制事務を市町村長が行うこととしています。

平成14年3月末現在、本県の規制地域の指定状況は9市23町となっています（資料編P395参照）。

なお、この規制地域については、騒音規制法の指定地域と同様に、用途地域や土地利用状況等を勘案して指定しており、用途地域の変更や都市化に伴う土地利用状況の著しい変化等に応じて見直しを図ることとしています。平成13年度は、見直し地域はありませんでした。

1 工場・事業場振動

工場・事業場振動について規制対象となるのは、指定地域内にあって政令で定められた特定施設を設置している工場・事業場（特定工場等といいます。）です。特定施設の届出状況は表3-5-2及び表3-5-3のとおりです（資料編P328参照）。

特定工場等には指定地域ごとに規制基準が定められており（資料編P396参照）、市町村長はこの規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、計画変更勧告や改善勧告、更に改善命令を行うことができるとされています（平成13年度勧告・命令件数実績：0件）。

2 建設作業振動

建設作業で規制対象となるのは、指定地域内において実施される政令で定められた特定建設作業です。特定建設作業には届出義務が課せられており、平成13年度の届出状況は表3-5-4のとおりとなっています。

特定建設作業には規制基準が定められており（資料編P396参照）、市町村長はこの規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、建設工事の施工者に対し振動の防止の方法の改善や作業時間の変更を勧告、命令することができることとされています（平成13年度勧告・命令件数実績：0件）。

表3-5-4 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況（平成13年度）

市町村 作業の種類	宮崎市	都城市	延岡市	日南市	小林地	日向市	えびの市	三股町	計
くい打機等を使用する作業	8	37	12	2	4	1		2	66
鋼球を使用して破壊する作業									
舗装版破碎機を使用する作業									
ブレーカーを使用する作業	6		7			1	1		15
計	14	37	19	2	4	2	1	2	81

また、特定建設作業の届出数の推移は表3-5-5のとおりです。

表3-5-5 特定建設作業の届出数の推移

年度 作業の種類	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
くい打機等を使用する作業	66	55	42	51	66
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	1	4	7	3	0
ブレーカを使用する作業	31	32	33	28	15
計	98	91	82	82	81

3 道路交通振動

道路交通振動については、指定地域内でその振動レベルが総理府令で定める限度（資料編P396参照）を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市町村長は、道路管理者に対し道路交通振動の防止のため舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請するものとされ、また、県公安委員会に対し交通規制等の措置を要請することとされています（平成13年度要請件数実績：0件）。